② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、しゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、全ての工種の経験を同一の者が有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い。）（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㈠ 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

ⓐ 同種工事（下記ⓘ及びⓘⓘを必要とする。）

ⓘ 躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）10ｍ以上のコンクリート橋脚を新設した工事

ⓘⓘ 大口径深礎工法（φ5.0ｍ以上）により施工した杭長10ｍ以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

③ 現場代理人、主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

③ 各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑻ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ １に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 施工計画の内容が著しく不適当でない者及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の枚数を超えていない者。なお、提出に必要な評価項目の詳細は、入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点50点以上の者を選定し、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を「契約目安価格」と読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約目安価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵ 技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶ 技術提案に関する事項　技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成する者とする。

評価項目㈠～㈣のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不可がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」は不適格とする。

また、評価項目㈠～㈣の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

① 施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

㈠ 施工体制・手法
㈡ 特別な安全管理
㈢ 特別な工程管理
㈣ 環境保全

⑷ 技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

① 施工計画

㈠ 施工体制・手法

・「品質管理」、「出来形管理」、「安全管理」及び「工程管理」に関して、適正に施工を行うための体制と具体的な取り組み（下記㈡、㈢に関する提案は除く。）
・コンクリートの配合の変更並びに添加材の追加等が伴う材料本体の変更についての提案は認めない。
・交通保安要員の追加配置に関する技術提案は認めない。
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㈡ 特別な安全管理

・工事全般を通した、東名高速道路及び新東名高速道路に対する安全対策
・交通保安要員の追加配置に関する技術提案は認めない。
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㈢ 特別な工程管理

・東名高速道路及び新東名高速道路の通行止め架設に関連するＰ45橋脚～Ｐ49橋脚及びＣＰ８橋脚～ＣＰ12橋脚の仕様書に記載された引渡し時期を確実に行うための、具体的対策とリスク管理方法
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㈣ 環境保全

・周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音・振動・CO_2削減等）とその効果
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価